

バリデーションとは

バリデーションとは、アルツハイマー型認知症および類似の認知症のお年寄りとのコミュニケーションを行うための方法の一つです。

これは、ナオミ・フェイル氏（現、バリデーショントレーニング協会専務理事）が老人ホームで働くなかで、認知症のお年寄りに対する従来のセラピーに満足できなくなり、老化の過程の一部としてあらわれる見当識障害にお年寄りがうまく対処できるように支援する方法として構築したものです。

バリデーションは、認知症のお年寄りに対して、尊敬と共感をもって関わることを基本とし、お年寄りの尊厳を回復し、引きこもりに陥らないように援助するコミュニケーション法です。また、バリデーションは認知症のお年寄りだけでなく、介護の専門職や、お年寄りを介護する家族にとっても役に立ちます。そして、世界でも高く評価され、アメリカ合衆国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアなどの 30,000 以上の施設が採用しています。

日本では 2003 年 11 月、アジアで初めて、バリデーショントレーニング協会（Validation Training Institute, Inc. 本部：アメリカ合衆国オハイオ州、以下 VTI とする）が正式に認可する、トレーニング課程【Level 1 バリデーション・ワーカーコース】がビッキー・デクラーク・ルビン氏（バリデーショントレーニング協会ヨーロッパ支部代表）を講師として開講され、2004 年 10 月、約 1 年間の講習を経て、第 1 期バリデーション・ワーカーが誕生しました。その後、【Level 2】【Level 3】の講習が実施され、2008 年 7 月から VTI 認定のバリデーション・コースを教えることができる資格を取得した「日本人ティーチャー」が誕生いたしました。2009 年開講の第 6 期バリデーション・ワーカーコース以降は日本人ティーチャーがワーカーコースの講師を務め、たいへん好評を得ています。

2010 年 11 月、「第 8 期バリデーション・ワーカーコース」が東京と大阪の 2 会場で開講いたします。バリデーションについての理解を深めるとともに、バリデーション・ワーカーとしての資格を得られる数少ない機会です。みなさまの受講をお待ちいたしております。



ナオミ・フェイル
Naomi Feil



ビッキー・デクラーク・ルビン
Vicki de Klerk-Rubin

公認バリデーション協会（Authorized Validation Organizations Japan）とは

本協会は、認知症高齢者が感じる世界を受入れ、共感する方法の一つである「バリデーション」を日本で普及・啓発し、介護現場での認知症高齢者へのケアの向上を図ることを目的として、2003 年 1 月に「日本バリデーション研究会」を設立いたしました。

その後の 3 年に及ぶ活動が認められ、2006 年 4 月 1 日からはバリデーショントレーニング協会（VTI）の承認を受け、「公認日本バリデーション協会（Authorized Validation Organizations Japan）」と名称を変更するとともに、日本で唯一、バリデーショントレーニング課程を実施することが認められている公式団体です。

バリデーショントレーニング課程

バリデーションのトレーニング課程には、バリデーショントレーニング協会（VTI）が正式に認可する以下の4つのレベルがあります。今回開講するのは、4つのレベルのうち、Level 1のワーカーコースになります。

Level 1 バリデーション・ワーカー

個人に対するバリデーションの実践や、バリデーションに興味のある人へのサポートができる。

Level 2 バリデーション・グループ・プラクティショナー

グループバリデーションの実践や、Level 1の人およびバリデーションに興味のある人へのサポートができる。また、小規模のプレゼンテーションを行うことができる。

Level 3 バリデーション・ティーチャー

VTI が正式に認可した団体(AVO:Authorized Validation Organizations)と共同で、Level 1 及び Level 2 の人および家族に対し、バリデーションのプレゼンテーションや講義、授業を行うことができる。

Level 4 バリデーション・マスター

Level 3の人に対し、指導することができる。また、カリキュラムの見直し、本やトレーニングの資料についての推薦や修正をすることができる。

ワーカーコースの概要

バリデーション・ワーカーコースは、下記のとおり1年間に6回（各2日間）のスクーリングとその間の実践実習からなっています。

全6回のスクーリングの受講、実践実習、課題の提出、筆記・実技試験により合否を判定し、合格者にはバリデーション・ワーカーの資格が与えられます。

| | 内 容（予 定） |
|-----|---|
| 第1回 | オリエンテーション／バリデーションで必要とされる基本的人間観 |
| 第2回 | 第1段階（認知の混乱）で使われるすべてのテクニックの実演と実践練習 |
| 第3回 | 第2段階（日時、季節の混乱）で使われるすべてのテクニックの実演と実践練習 |
| 第4回 | 第3段階（繰り返し動作）で使われるすべてのテクニックの実演と実践練習 |
| 第5回 | 第4段階（植物状態）で使われるすべてのテクニックの実演と実践練習／バリデーションと他の療法との違い |
| 第6回 | 最終試験（筆記試験・個別実技試験） |

スクーリングの期日・会場

| | <東京会場> ありすの杜南麻布 地域交流スペースセミナールーム 〒106-0047 東京都港区南麻布 4-6-1 | <大阪会場> ミード社会館 ホール 〒532-0028 大阪市淀川区十三元今里 1-1-52 |
|-----|--|--|
| 第1回 | 2010年11月23日(火)～24日(水) | 2010年11月27日(土)～28日(日) |
| 第2回 | 2011年01月15日(土)～16日(日) | 2011年01月22日(土)～23日(日) |
| 第3回 | 2011年04月16日(土)～17日(日) | 2011年04月16日(土)～17日(日) |
| 第4回 | 2011年07月16日(土)～17日(日) | 2011年07月16日(土)～17日(日) |
| 第5回 | 2011年10月15日(土)～16日(日) | 2011年10月15日(土)～16日(日) |
| 第6回 | 2012年01月28日(土)～29日(日) | 2012年01月28日(土)～29日(日) |

(講義時間は10:00～16:30です。昼食休憩とその他の休憩が含まれます。)

講師紹介

今回の講師は、2003年11月、アジアで初めてバリデーショントレーニング協会(VTI)が正式に認可した、【Level 1 第1期バリデーション・ワーカーコース】を受講し、バリデーション・ワーカーの資格取得をした後、【Level 2】【Level 3】課程の資格を取得し、その後の実習を経てバリデーション・コースを教えることが出来る資格(バリデーション・ティーチャー資格)を取得した方々です。

また、今回の第8期バリデーション・ワーカーコースでは、同じくバリデーション・ティーチャー資格をもつ2名が、講師補助としてそれぞれの会場を担当します。

| | | | | | |
|----------|------|-------|----------|------|------|
| ≪ 東京会場 ≫ | 講師 | 正垣幸一郎 | ≪ 大阪会場 ≫ | 講師 | 都村尚子 |
| | 講師補助 | 岩村和子 | | 講師補助 | 亀田司 |

課題(宿題)の提出の流れについて

- (1) 課題は2回目以降、毎回(計4回)提出します。
- (2) 実践学習にて知り得た個人情報、本コースを学習する目的以外で使用することはありません。
 - ①第2回スクーリング以降、各回スクーリング2日目に「各段階に適したお年寄りへのバリデーション実践」の課題が出ます。受講生は課題として、特定の認知症の方に対してバリデーションの実践を行います。実践は週1回行う必要があります。
 - ②実践の記録を所定の記録用紙(=セッションサマリー)に記入します。
 - ③課題提出用に、実践の様子をビデオで撮影します。
 - ④記録したビデオの中から1回分を提出用として選び、その回の会話記録(=スクリプト)を、指定のフォーマットを使って作成します。
 - ⑤記録した課題ビデオ(1回分)および、会話記録を事務局へ提出します。
 - ⑥事務局より講師へ課題を送り、講師は送られてきた課題ビデオの評価をします。
 - ⑦次回スクーリング受講の際に、提出いただいたビデオとスクリプトを返却し、講師が講評します。

受講にあたっての留意点

- (1) 欠席の場合は、必ずご連絡ください。
- (2) 講義中のビデオ撮影及びテープ録音は一切できません。

* 「バリデーション・ワーカーコース」の受講には、ナオミ・フェイル氏による「バリデーションセミナー」の受講を済ませていることが前提となります。セミナーを受講されていない方がワーカーコースを希望される場合は、事務局までご相談ください。

受講料

295,000円（税込み）

受講料に含まれるもの……テキスト代、6回のスクーリング代、課題の採点など

受講料に含まれないもの……会場までの交通費、宿泊費、食費など

※ 受講料は前納となります。なお、ご入金後の返金はいたしかねますので、あらかじめ「第8期ワーカーコース受講案内・規約」を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お手続き願います。

定員

各会場 20人（先着順）

受講申込にあたっての留意点

- (1) 「第8期ワーカーコース受講案内・規約」を必ずお読みいただき、ご同意いただけましたら、別添の受講申込書および同意書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、本協会（下記住所）までご返送ください。
- (2) 受講申込書を郵送すると同時に、受講料を下記郵便口座にお振込みください。
- (3) 受講申込書および同意書と受講料の振込みが確認できた方から先着順で受付いたします。
- (4) 受付後、受講票を郵送いたします。

《ゆうちょ銀行振替口座》

口座記号・番号：02230-3-102586

加入者名：公認日本バリデーション協会

※お近くのゆうちょ銀行、または郵便局の貯金窓口をご利用ください。

主催・お問い合わせ先（受講申込書・同意書送付先）

公認日本バリデーション協会 Authorized Validation Organization Japan

【事務局】 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC） 担当：小野寺 齋藤

〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階（CLC東日本内）

TEL：022-727-8733 FAX：022-727-8737 E-mail:validation@clc-japan.com

URL：http://www.clc-japan.com/validation/

バリデーション「新しい価値観」との出会い

公認日本バリデーション協会 代表 篠崎 人理
(きのこ老人保健施設 施設長)

「バリデーション」は2001年9月に初めて日本語訳で紹介されて以来、大きな反響と共感を持って受け入れられてきました。特に認知症のお年寄りとかかわる家族や介護スタッフからは、より強い支持を受けています。訳者としてもこれは大変喜ばしいことですが、なぜこのような支持を受けることになったのでしょうか？

実は10年近く前に、バリデーションはすでに日本に紹介されていたのです。しかしその時はあまり注目されませんでした。これはどうも日本のケアの成熟度に関係がありそうです。その当時、ほとんどの施設で、認知症の「問題となるやっかいな行動や行為」ばかりに注目が集まっており、その行動をコントロールすることに多くの人々の目が向いていたのです。そんな時「認知症の人に問題行動などない」「それは認知症の人が何かの要求を伝えようとしている手段なのだ」などの主張は「非現実的」で、「理想論」だと退けられたのです。

それから10年、新しい世紀を迎え、日本人の考え方も大きく変化してきました。「経済成長」と「物の豊かさ」への追求から、「心の豊かさ」へのあこがれへと大きな価値観の変化が始まったのです。それでは、「心の豊かさ」を手に入れるにはどうしたらいいのでしょうか？前世紀後半にずっと続いていた「物の豊かさへの追求」の時代には、知識が必要でした。そのため、私たちはいろいろな形で知識教育を受けてきました。より多くの情報を得、学習することによってより多くの物質的豊かさを手に入れてきたのです。ところが「心の豊かさ」はどうもこの手法ではうまくいかないことがわかってきました。知識系教育は参考書や情報があれば一人でも出来るのですが、「心の豊かさ」を手に入れるには新しい「人間観」や「価値観」が必要で、これらを学ぶには「感動や喜び、悲しみ」といった「相手」や「体験」が必要です。これを私たちは「知識系教育」に対して「出会い系教育」（出会い系サイトではない。念のため）「体験系教育」と呼んでいます。新世紀とともに人々の心の大きな変化が起き、バリデーションは初めて受け入れられたのです。

認知症のお年寄りとかかわりの中で、「出会い系」「体験系」教育を経験し、認知症の人の人生経験を通じて、「心の豊かさ」を学ぶ方法論として、バリデーションは今再評価されているのではないのでしょうか。

みなさんも、「自分自身の心の豊かさ」を得る方法にチャレンジしてみませんか。

バリデーション・ワーカーコース規約

第1条 趣旨

バリデーション・ワーカーコースは、バリデーショントレーニング協会（The Validation Training Institute, Inc.本部：アメリカ合衆国オハイオ州）が正式に認可するトレーニング課程で、個人に対するバリデーションの実践や、バリデーションに興味のある人へのサポートを行うことができる、バリデーション・ワーカー資格の取得を目的に、公認日本バリデーション協会が主催するものです。

第2条 内容

バリデーション・ワーカーコースは、以下に定める内容によって構成されます。

- 1) 全6回のスクーリング
- 2) スクーリングの内容に基づく課題
- 3) 試験

第3条 スクーリング

- 1) スクーリングは各2日間で、全6回行います。日程及び会場は、別に定めます。
- 2) スクーリングを欠席する場合は、必ず事前に本会に連絡をしてください。原則補講は行いません。欠席する場合には、欠席する講義を補うために、講師から与えられる課題を行い、なおかつ他の受講生に講義の内容を確認するなどして、各自でフォローアップを行ってください。

第4条 課題（実践学習と提出課題）

課題は、以下に定める3項により構成されます。バリデーション・ワーカー資格証明を取得するためには、第1項並びに第2項は必ず実施されなければなりません。第3項は、資格証明を取得するために必須ではありません。しかし、提出がない場合は講師から直接指導を受けることができず、実技試験合格が難しくなります。それぞれの課題の内容は別に定めます。

- 1) 各講義で行ったバリデーションのテクニックを使つての実践学習
- 2) 実践の記録（サマリー）の作成
- 3) 実践風景のビデオの提出

第5条 試験

- 1) 第6回目のスクーリングにおいて、バリデーション・ワーカー資格証明を取得するための試験を行います。試験内容は、筆記試験と実技試験で構成されます。実技試験は、実践風景を撮影したビデオの提出により行います。試験の内容並びに配点は別に定めます。
- 2) 筆記試験並びに実技試験で不合格の場合、それぞれ2次試験を受けることができます。2次試験は、日を改めて行います。2次試験の受験に係る費用は受講料には含まれません。
- 3) 不合格者が2次試験を受験しなかった場合、バリデーション・ワーカー資格証明を取得することはできません。

第6条 バリデーション・ワーカー資格証明を得るための条件

バリデーション・ワーカー資格証明は、以下に定める条件を全て満たした場合にのみ発行します。

- 1) 全6回(各2日間)のスクーリングに参加すること。また、一部を欠席の場合は、参加した場合と同等の課題を行っていること
- 2) 第1回スクーリング及び試験を行う第6回スクーリングに参加していること
- 3) 第4条に定める課題を提出していること
- 4) 第5条に定める試験に合格すること

第7条 バリデーション・ワーカー資格証明取得者の認定事項

バリデーション・ワーカー資格証明を取得した者は、以下に定めるバリデーションの実践を行うことができます。

- 1) 個人に対するバリデーションの実践
- 2) 小規模の会合などでのバリデーションの簡単な紹介
- 3) バリデーションに興味のある人への援助

第8条 参加費

- 1) 参加費は別に定めます。参加費には、テキスト代、6回のスクーリング代、課題の採点に掛かる費用が含まれます。ご入金後の返還はできません。
- 2) 参加費には、会場までの交通費、宿泊費、食費は含まれません。

第9条 解約

以下に定める条件のいずれかに該当した場合は、本会はいつでも受講に関わる契約を解除できるものとします。契約の解除を行った場合、参加費の返還は行いません。

- 1) 本規約に従わないとき
- 2) 受講中、公的秩序を乱す行為を行ったとき
- 3) 無断欠席をしたとき

第10条 個人情報の取扱い

- 1) 提供された個人情報は、バリデーション・ワーカーコースの管理業務以外の目的には使用いたしません。業務上必要な連絡およびバリデーションに関わらない内容のEメール、ダイレクトメールは決して送りません。
- 2) 業務上必要に応じて取得した個人情報は、責任をもって安全に蓄積・保管し、受講生本人の許可無く、第三者に譲渡および提供することは決してありません。

第11条 その他

- 1) 講義中のビデオ撮影及びテープ録音は一切できません。
- 2) コース受講中に発生した、災害、事故、盗難の責任は負いかねます。

付則 本規約は平成15年10月14日より施行

本規約は平成18年2月1日より改定

本規約は平成21年2月1日より改定